

やまめ



高性能林業機械の補助へ (6月議会定例会)

村分収林主伐計画の変更 (経済常任委員会)

一般質問

農業用地の確保を (村人インタビュー)

こんなことが 決まりました

高性能林業機械の補助へ 3,303万円

平成30年第2回五木村議会定例会を6月12日から13日まで2日間、開催。一般会計の補正1億709万2千円の追加予算を含む2件の補正予算、報告1件、諮問1件、専決処分の承認4件、同意1件、合計9議案を原案の通り可決。また13日の一般質問では3議員がそれぞれ村の執行部に対して基本構想、水没予定地の景観、行政改革などの課題に対し質問を行いました。

第2回定例会の主な議案は、平成29年度からの繰越明許費繰越計算書（水没予定地東部エリア整備、村道梶原線、九折瀬線、神屋敷線の道路改良工事、防災行政無線デジタル化整備など繰越額6億3,779万3千円）の報告及び人権擁護委員候補者（吉松ひとみさん）の推薦。専決処分は前年度末で行った国民健康保険条例の一部改正、介護保険特別会計の補正予算、税条例等の一部改正などの承認。一般会計補正予算については、職員の人事異動にもなう人件費の調整、他に主なものとして、県の補助を受けて森林組合が3台の高性能林業機械（プロセッサ、フォワーダ、スイングヤー

ダ）を整備するための村の補助金、道路改良として神屋敷線に2,216万円。折立線1,682万円。非常備消防費として、団員用ヘッドライト（80個）、ジェットシューター（50体）購入費167万円等が含まれます。13日午後より慎重審議の結果、原案のとおり可決成立しました。また、追加日程として、昨年度より懸案であった、「川辺川ダム対策調査特別委員会」を設置、全議員を委員として、委員長に藤本新一議員、副委員長に早田吉臣議員を選任し閉会しました。

（高性能林業機械）



スイングヤーダ



フォワーダ



プロセッサ

村分収林主伐計画の変更について

経済常任委員会

調査報告

調査期日 平成30年5月24日

出席委員及び説明者等

- ・藤本新一委員長
- ・西村久徳副委員長
- ・早田吉臣委員
- ・川邊正美委員
- ・豊永農林課長
- ・土肥林業振興係長
- ・下村囑託職員
- ・黒木議会事務局長

調査の経緯

平成30年3月定例議会において説明を受けた平成30年度の主伐計画箇所について、計画内容に変更が加わる可能性事案が発生したため、担当課より概要説明を受け、当日当該山林現場についても調査を行った。

事案の概要

分収林について、所有者(個人)より村に対して4月末に協議の依頼があった。

村は5月8日に同個人と協議。個人は、所有分収林について主伐処分を強く希望しており、補助事業の観点からも伐採の条件をクリアしており主伐は可能であること。また、主伐をするにしても対価算出の基礎となる立木調査が必要となるため、村において調査費用のための予算措置が必要な状況である。

委員の意見

- ・当該山林は水源涵養林として過去自衛隊が植えつけ作業に関わった異例の場所である。
- ・樹木の生育状況は伐期には達しているものの伐採するには若干早いという気もする。
- ・分収林であることから所有者の希望も汲んでやる必要もある。

・ただし、保安林であるため伐採後の植林の必要性も十分理解してもらう必要がある。

・分収相手はかなり高齢であることから後々の相続についても危惧する。

・本人希望が立木の処分のみか、または土地を含む全部買取りについても応じる気があるか調べてみる必要があるのではないかと。

・今後、他の分収林へ影響がないようにする必要はある。

・いずれにしろ契約上の処分分立木価値の算出のための調査費用が必要であることは理解できる。

まとめ

経済常任委員会としては、補正予算計上の必要性は理解したが、山林の処分自体は当事者の意向も踏まえて交渉する必要もあり、まずは立木調査費用を計上し、状況に応じてプロット調査に変更するなど柔軟な対応を考えていく方がよいと思われる。さらに、分収相手の実情にも配慮をしながら、双方が納得のいく形で処分できるような進め方を望むものである。



現場確認の様子



一般質問



早田吉臣 議員

村長任期と基本構想は

和田村長 少し議論したい

質問 平成31年からの基本構想素案の進捗状況は。

村長 平成29年5月に五木村再生総合審議会に諮問をしている。今月25日に基本構想の概要、取りまとめ作業に入っている。

質問 基本構想は総合審議会だけで作られるのか、役場職員も含めてなのか。また、住民参加も検討されるのか。

村長 地域の説明会の意見を踏まえながら、また、総合審議会でも概要をまとめ、再建対策本部で議論を行い、最終的には議会で議論を頂くことにしている。

質問 住民参加が、必要と思う。そのような場合は検討

されているのか。

村長 概要版がまとまった時点で聞き取りはやりたい。

質問 10年後の姿の予想情報を提供しながら取りまとめ作業はすすめられるのか。

村長 人口推計など現実的な資料を出しながら今検討をしている。

質問 人口を目標設定とされるのかほかの数値目標をきちんと設定されるのか。

村長 平成30年度における15歳から40歳は、180人と重点目標と前回なっている。具体的な数値を掲げながら、考えている。

質問 若者がいかに村に住み経済活動を行っていくこ

とが必要なので、若者の住む割合などを目標設定としてらどうか。

村長 五木村からよそに働きに行かれる方が、130人から150人ほど毎日通勤されているので住まいを提供して経済の循環が出来るようにしたい。

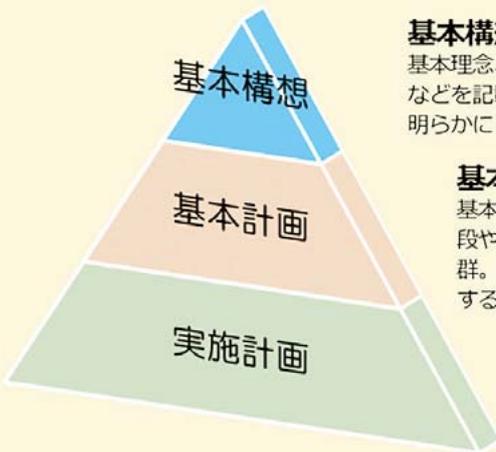
質問 村廃屋の土地所有者、家の財産処分も全国的に課題となっているが、そのような調査を含めた移住定住対策は考えられないのか。

村長 地域おこし協力隊の方で移住定住に一生懸命頑張ろうという方も来ているのでふるさと振興課と共に取り組むみたい。

質問 村の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造の10年間となっている。そのパターンを村長首長の任期に合わせた8年間という考え方もあるが、議論の中にあるのか

村長 首長が変わっても前回の振興計画をそのままという事になる。当然、首長は自分の構想なり夢を語り選挙戦に入るのだから、少し議論してみたいと思う。

従来型の総合計画



基本構想

基本理念、自治体がめざす将来像、将来目標、施策の大綱などを記載した、自治体運営の中・長期的なビジョン等を明らかにしたもの。10年程度を期間とするものが多い。

基本計画

基本構想に定めた目標や将来像を実現するために必要な手段や施策を明らかにしたもの。事務事業の根拠となる施策群。概ね5年で見直し、前期基本計画・後期基本計画と称する事例が多い。

実施計画

基本計画に記載された施策に対応した具体的な事務事業等を明らかにするもの。実施時期や予算等も明確化する。

(インターネット コラバドより引用)



旧東小跡地に建設中のコテージ周辺の整備について

和田村長 国交省には何とかできないか
前々からご相談申し上げている



川邊正美 議員

質問 建設中のコテージ周辺の法面はカヤ等が茂っているだけで景観的にもどうかと思うが季節の花々等を植える考えはないか。
村長 将来水没する場所なので、国交省からはいい返事はいただいていない。村が必要とするところは40万円とか50万円程度の委託料を頂きながら草刈りをやっている。

質問 法面全体は難しいと思われるので、田口溪流位まではできないか。
村長 形状を変えなければ大丈夫という事なので部分的にでもやればと思っている。
質問 草花を植えた場合、シカ等の食害も考えられるのでネットなどの設置はできるのか。
村長 当然、草花を植えるとシカ等が来るのでネットを張る事は別段問題はない。
質問 地域作りの一環として、地域の団体の方々に管理等を含めてお願いする考えはないか。

質問 地域作りの一環として、地域の団体の方々に管理等を含めてお願いする考えはないか。
村長 お願いすれば出来ないうことは無いと思う、例えばどんな草花があつて時期的なことや技術的に詳しい人がおられれば、地域の活動としてご協力していただければ可能ではないか。
質問 法面全体は無理と思われるのでそれ以外は年に2回位草刈りをしたら景観的にもいいと思うが。
村長 ボランティアでやっていたことも結構だが、刈払い機を使う場合は講習を受けて危険防止をやる必要性がある。できれば国交省に強くお願いをし、水没地域の管理の一環として予算を確保していただき、国交省のほうでできるだけお願いするようになっていきたい。
質問 頭地橋からコテージのほうに入ってくる道路沿いに桜を植える考えはないか。
村長 理由立てがしっかりしていれば、国交省からの許可をいただけるので可能だと思ふ。あとはどのような予算の確保をしていくかだと思ふ。



水没予定地東部エリアの法面



岡本精二 議員

基本構想をどのように検証され評価されているか

和村村長 村づくりに対する検証は行ってきた

五木村基本構想について

質問 第5期基本構想は基本理念として新しい五木村の再建を目指す「五木村の再生」をテーマに掲げ平成21年度から実施されてきており、今年度は最終年度を迎える。村長としてどう検証し評価されているか。

村長 議論を重ねてきた基本構想であるが、ダム建設の前提からダム中止へと大きく変わった。それは蒲島知事による川辺川ダムの白紙撤回により大きな節目が

あり、年度途中で県と一緒になり基本構想の検証ではなく、村づくりに対する検証になってしまった。最終年度である今年度は全体的な検証を行いたい。

質問 次に第6期基本構想（平成31年度から40年度）は、どのような基本理念と目標を考へて取り組んでおられるか。

村長 基本的には第5期と同じように定住人口をどう増やすか生産年齢人口をどう増やすかにつきると思う。現状は総合行政審議会に諮

問をし議論をいただいているところ。議会にも概要については説明申し上げご意見をいただきたい。

小水力発電事業等について

質問 小水力発電事業については、平成22年度の事業実施可能性調査から平成26年度の宮目木谷水力発電測量設計まで行われてきたが、現状はどうなっているのか。投資した額は、総額で3,100万円程度になっているが。

村長 可能性調査により、小水力発電可能性がある河川として栗鶴谷川、それから宮目木谷川の2箇所について非常に有望だと結論が出た。そこで宮目木谷川については、700キロワット程度の発電が可能であるとのこと、基本設計等それから地域への説明を実施してきた。進める中で、太陽光発電の普及により九州電力の変電所の変電能力がピークに達した事と採算性の問題等により進んでいない。

「子どもの生活に関する実態調査」について

質問 熊本県においては、昨年度どもの貧困の実態を探索するため小中学生（小学5年、中学2年）と保護者を対象に調査が実施されている。その結果、貧困線を下回った世帯が15%、ひとり親世帯では43.8%であったと報道されているが、五木村の実態は。

教育長 小学生、



東小学校の部活動

中学生の1学年ずつ調査が実施されているが、これに該当する家庭はなかった。他に「五木村行政改革について」・「小学校運動部活動が平成31年4月から社会体育に移行することについて」質問をした。



ええっ
とくべついいんかい
特別委員会って？

それでは、ただいまより
「おねしょ対策特別委員会」を
設置します。

わっ！
いつきちゃん…

とくべついいんかい
特別委員会ってなあに？

また
おねしょ
したの？



反対に問題の有る無しに
かかわらず常に行われる
「常任委員会」もあるよ。

「特別委員会」は
ある物事について
調べたり取り組んだりする
委員会のことで、
その物事が終わったら
解散する委員会のことだよ。



特別委員会
さいがいふっきゆう ふっこう かん
災害復旧・復興に関すること
はんざいたいさく
犯罪対策にかかわること、など
とくてい
特定のことがらについて

常任委員会
じゅうみん く
住民の暮らしにかかわること
ぜんぱん
全般について

簡単に言えば
ずーっと考えなきや
いけないことがあるのが
「常任委員会」

一時的に考えなきや
いけないことがあるのが
「特別委員会」って感じかな。



はいっ

うん！
がんばって

寝る前に、
怖いテレビを見ないのと
水を飲みすぎない！

おねしょ対策特別委員会は
つばきちゃんのおねしょが
なおったら解散になるよ！

二 森林環境税の導入に向けて 三

(平成 30 年度税制改正の大綱より抜粋)

森林環境税については、平成 30 年度の税制改正大綱（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）において、「森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関係法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。」と明記されました。
(以下、抜粋概要)

森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

1. 森林環境税（仮称）の創設 [平成 36 年度から課税]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円（年額）

賦 課 徴 収：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収

国への払込み：都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み

そ の 他：個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して
所要の措置

2. 森林環境譲与税（仮称）の創設 [平成 31 年度から譲与]

譲 与 総 額：森林環境税（仮称）の収入額（全額）に相当する額

譲 与 団 体：市町村及び都道府県

譲 与 基 準：

（市町村）総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

（都道府県）総額の 1 割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途：

（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

使途の公表：インターネットの利用等の方法により公表

3. 制度創設時の経過措置

○平成 35 年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により対応。

○平成 36 年度から平成 44 年度までの間においては、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払いに要する費用等に相当する額を控除。

○制度創設当初は、都道府県への譲与割合を 2 割とし、段階的に 1 割に移行。

追跡

あれから
どうなった？

昨年 9 月の定例会一般質問で藤本新一議員より
出された森林環境税のことについて追跡しました

議会に期待するもの

まつい ゆうき
松井祐起さんに
聞きました。



五木村の九折瀬地区でお茶を作っている松井祐起です。現在、製茶業を行っています。松井祐起です。現在、製茶業を行っています。松井祐起です。現在、製茶業を行っています。

一つ目は農用地の確保、拡大が難しい事です。我が家でも出来る範囲での農用地を確保してきましたが、九折瀬地区では作れる場所がありません。数年前の大雨の影響で栽培面積も少なくなりました。状況です。生産量が減っているので新しい農用地の確保が耕作放棄地の有効活用が出来ればと思います。

二つ目ですが、製茶業界でもいろいろな補助金がありますが、地域やグループでの補助が多く、五木村で一軒の私たちのような個人での補助申請が出来ない補助金が多い現状です。個人でも活用出来るような補助金があるとありがたいです。

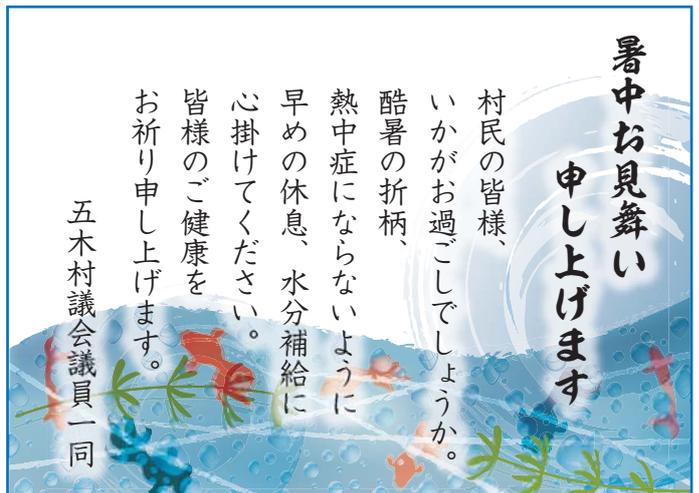


● 議会の動き (5月～7月) ●

- 5** 8日 議会運営委員会 (委員)
9日 定例全員協議会 (全議員)
11日 定例郡議長会議 (議長)
13日 えびの駐屯地記念行事 (副議長)
15日 総務常任委員会3セク視察調査 (委員)
18日 人吉下球磨消防組合議会臨時会 (岡本精議員)
20日 保・小・中・高合同運動会 (全議員)
21日～23日 人吉下球磨消防組合議会視察研修 (岡本精議員)
22日 県要望 (村長、正副議長)
九州治水定期総会 (議長)
県町村議会議長研修会 (副議長)
23日 五木村商工会総会 (議長)
24日 例月監査 (議選監査委員)
経済常任委員会 (委員)
25日 広域行政組合第2回臨時会 (川辺議員)
25日～26日 内閣府主催女性地方議員意見交換会 (黒川議員)
28日～29日 全国正副議長研修会 (正副議長)
31日 R219期成同盟会総会 (議長)

- 6** 2日 消防ポンプ操法大会結団式 (議長)
4日 郡定例議長会 (議長)
5日 議会運営委員会 (委員)
6日 ダム事業説明会 (全議員)
定例全員協議会 (全議員)
11日 人吉地区防犯協会総会 (議長)
12日～13日 第2回6月定例会
21日 例月監査 (議選監査委員)
22日 臨時全員協議会 (全議員)
25日 県道五木湯前線期成会総会 (議長)

- 7** 5日 定例全員協議会
広報委員会 (第1回編集会議)
9日 常任委員長・議会運営委員長研修会 (各委員長)
11日 下球磨町村議長連絡協議会総会 (正副議長)
12日 郡定例議長会 (議長)
13日 第1回ダム対策調査特別委員会 (全議員)
広報委員会 (第2回編集会議)
18日 五木五家荘県立自然公園連絡協議会総会 (副議長)
18日～20日 森林環境税創設議員連盟総会 (議長)
23日 県監査委員協議会研修会 (議選監査委員)
24日 広報委員会 (第3回編集会議)
25日 例月監査 (議選監査委員)
27日 広報委員会 (第4回編集会議)



五木の重宝 植物シリーズ No.10



イヌビユ (ヒユ科)

畑のじゃまなものですが、山菜として楽しめます。畑などに生える1年草、根元近くから枝分かれし、下部は斜めに立ち上がるが、枝はほぼ直立して高さ20～50cmほど。葉は丸みのある菱形で、長さ5cm前後でやわらかく、長い茎で互生する。

【採取法】 いつまでもやわらかいので、葉も茎ごと摘み取る。

食べ方

まったくくせがないので、てんぷら、刻んで味噌汁の具、炒め物、ゆでておひたし、あえ物にする。ちなみに、味噌汁の具にすると(ふだんそう)のような味がします。また、ゆでて胡麻和えにすると美味しいです。(スベリビユは酸味があります。)



スベリビユ



イヌビユ

編集 後記

『水の怖さと大切さ』

梅雨前線による豪雨で、西日本各地に甚大な被害をもたらし、多くの人が被害に遭われた。気象庁の言葉も「今までに経験をしたことがない豪雨」とか、「記録的な豪雨」に変わってきている。

最近の雨は想像を絶するもので軽視できない。昔は時間雨量20mm降るとすごいと思っていたが、今は桁外れの100mmと、とてつもない豪雨で表面水が一気に集まって川に流れ込み、濁流となって大きな災害を引き起こしている。

また、山林崩壊を起こし、木材ごと川に流れ込み、川をせき止めて人家に流れ込むなど、誰もが想像もしないような街の真ん中まで被害を受けており、安全安心な居場所がない水の怖さを思い知らされた。

一方、被災地では一番先に水が必要で、給水車での支援は被災地にとっては有難いことであろう。飲み水、家の中の泥の洗い流し、後片付け等に早急な水道の復旧が望まれる。

水の怖さと大切さ、そして、雨量がコントロールできる技術開発はできないものか、考えさせられた出来事である。
被災地の一刻も早い復旧を願う。
(岡本 正)

次回の定例会は9月中旬の予定です。
皆様の傍聴をお待ちしております。